

東京都農林総合研究センター(26)仮設庁舎移転に伴う電気設備工事

電 気 設 備 工 事
特 記 仕 様 書

平成 26 年度

公益財団法人東京都農林水産振興財団

目 次

第1編 共通事項

第1章	工事概要	[1]
第2章	一般事項	[2]
第3章	支払	[3]
第4章	施工区分	[3]

第2編 工種別事項

第1章	総則	[5]
-----	----	-----

第3編 工事種目

第1章	工事種目及び工事概要	[18]
第2章	工事種目別特記事項	[18]

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

.....東京都農林総合研究センター(26)仮設庁舎移転に伴う電気設備工事.....

1.2 工事場所

.....東京都立川市富士見町三丁目8番1号.....

1.3 敷地面積

.....56,125.95 m².....

1.4 建物概要

建物名称	仮設庁舎		
建物構造	軽量鉄骨造	造	造
地上階数	1		
地下階数			
建築面積	1,211.58 m ²	m ²	m ²
延面積	1,211.58 m ²	m ²	m ²
備考			

1.5 工事期間

.....日間(平成26年11月28日まで).....
.....概成工期.....日間(平成 年 月 日まで).....

1.6 備考

.....本工事は、現本館大規模改修時に本館電気室からの電気供給が不能になることから、仮設.....
.....庁舎及び付属棟等への電気供給のための工事である。.....
.....設置するキュービクルは東京都農林水産振興財団が別途リース契約を行う。.....

1.7 連絡先

.....〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8-1.....
.....公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課管理係 担当 山崎・佐藤.....

第2章 一般事項

東京都では、東京都庁舎において、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築している。それに従い、東京都庁舎内の組織が行う事業活動における環境への配慮及び保全に関する行動を適切に実行することとしており、当財団においてもこれに準拠している。

本取組みには、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「平成26年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書に記載している次のアからウまでのガイドライン及び要領における「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
 - ア 東京都建設リサイクルガイドライン
 - イ 東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）
 - ウ 財務局工事記録写真撮影要領

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- (2) (1)の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
 - ア 統括安全衛生責任者
 - イ 元方安全衛生管理者
 - ウ 店社安全衛生管理者

2.4 かし等調査への立会い

工事目的物の引渡し日から一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条に規定するかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数及び時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払 (支払い回数は、 回以内とする。)
 - ・ 特例工事部分払 (支払い回数は、 回以内とする。)
 - 部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

(1) 電気料

ア 本受電後は、次表による(新築工事)。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事		○	○
機 械	空 調		○
	給・衛		○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、次表による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空 調		○
	給・衛	○	○

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 現場代理人、監理技術者及び主任技術者（標準仕様書 1.1.5）

専任の監理技術者及び専任の主任技術者は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

・

1.1.2 工事实績情報の登録（標準仕様書 1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。

また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

【登録先】 〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985
HP <http://ct.jacic.or.jp/>
E-mail ct7h@jacic.or.jp

1.1.4 建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.16）

(1) 建設副産物は、次のとおり処理する。

ア リサイクル計画及びリサイクル報告書の作成

(ア) 記載内容及び添付書類

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書にとりまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）によるほか、次表による。「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

添付書類一覧

リサイクル計画書	リサイクル報告書
① 「再生資源利用計画書」 ② 「再生資源利用促進計画書」 ③※「搬入予定民間受入地届」(民間受入地へ搬入する場合に限る。) ④※「建設発生土搬出のお知らせ」 ⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し ⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し ⑦ 運搬ルート図 ⑧ 使用するマニフェストの様式 ⑨ 告知書の写し ⑩ 有害物質等チェックリスト	① 「再生資源化等報告書」 ② 「再生資源利用実施書」 ③ 「再生資源利用促進実施書」 ④※「リサイクル阻害要因説明書」 ⑤ 「リサイクル状況記録写真」 ⑥※「民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明書を含む)」(民間受入地へ搬入した場合に限る。) ⑦ 「搬入完了報告書」 (島しょにおける工事の場合)

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない。

書類作成適用工事

書類名	適用工事
再生資源利用計画書(実施書)	次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管) ① 土砂を搬入する場合 ② 砕石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書(実施書) {建設廃棄物処理計画書(実績書)を兼ねる}	次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管) ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を各品目について1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、 民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明書を含む)	指定処分(B)又は指定処分(C)により、建設発生土の民間受入地(土質改良プラントを含む。)に建設発生土を搬入する場合。(受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。)
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を100m ³ 以上搬出する場合に、搬出に先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する。(工事しゅん功後、1年間保管。) なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続きを行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合(工事しゅん功後、1年間保管。) ①コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合 ④ 砕石の利用工事において新材を使用する場合

	⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、再生資源化等報告書	<p>特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 建設物の解体工事で、床面積の合計が 80m²以上</p> <p>② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が 500m²以上</p> <p>③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が 1 億円以上</p> <p>④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が 500 万円以上</p>
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事や修繕・模様替え等の工事の場合

(イ) 「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

- ・ 本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。

【システムに関する問い合わせ先】

〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目 10 番 20 号 アカサカセブンスアヴェニュービル
 一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) 内
 建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520
 HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>
 E-mail recycle@jacic.or.jp

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成並びに提出に当たっては、「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「CREDas」(クレダス)という。)に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) 「リサイクル状況記録写真」

受注者は次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

a 撮影内容

積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況(直接最終処分する場合に限る。)、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。

b 撮影方法

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。再資源化施設の状況及び最終処分状況(直接最終処分する場合に限る。)は、施設名称看板等

を入れて撮影する。

イ マニフェスト等による報告

(ア) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ロ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい。)を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(ハ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい。)を監督員に提示する。

ウ 建設副産物の取扱い

(ア) 建設発生土の取扱い

本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

(イ) 建設廃棄物の取扱い

a 発生量の抑制

本工事により発生した建設廃棄物については、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

b クレオソート油等を含む建設発生木材

クレオソート油、CCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクロルデン類(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入又は塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類特別措置法の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

c 再資源化施設

本工事において建設廃棄物を搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。

搬出先は、受注者が「COBRIS」等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な再資源化施設等を選定する。

搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画

書に含めて提出し、監督員の承諾を受ける。

(2) ア 再生材の活用

(ア) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

- ・ 次のストックヤードから、ストック土（普通土）を搬入する。

.....ストックヤード（.....区・市.....地先）

- ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。

なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

.....建設工事

（.....区・市.....地先）

- ・ 東京都建設発生土再利用センターよりストック土（普通土）を搬入する。
- ・ 東京都建設発生土再利用センターより改良土を搬入する。
- ・ 青梅建設発生土再利用事業所よりストック土（普通土）を搬入する。
- ・ 青梅建設発生土再利用事業所より改良土を搬入する。
- ・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する。
- ・ 次の場所より、.....土を搬入する。

(イ) 建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）によるものとする。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」は、東京都ホームページで最新版を参照する。

イ PCB 含有機器（トランス・コンデンサ等）が発生材として生じた場合は、監督員に速やかに報告し指示を受けること。

1.1.6 電子納品対象工事

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。受注者は、実施にあたり監督員と事前協議を行う。

なお、電子納品を行う工事関係資料のうちしゅん功図及び保全に関する資料については、必須とする。電子納品については、東京都ホームページの「東京都財務局営繕電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）の最新版を参照する。

しゅん功図ファイルのデータ形式は、次による。

ア オリジナルの CAD データ形式

イ DXF 形式

ウ PDF 形式

(2) 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。

○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成のため以外に使用してはならない。

CAD データの著作者名：.....公益財団法人 東京都農林水産振興財団.....

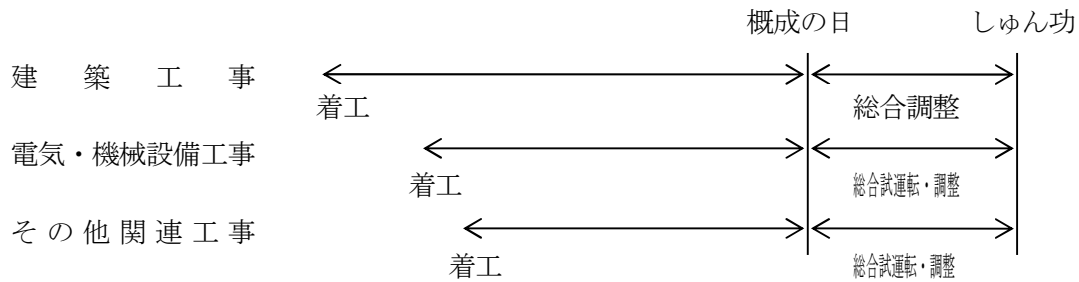
- ・ 貸与しない。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書 1.2.1）

建築工事では、全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成している。

また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.3 別契約の関連工事」による。）。なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分にいき、工期末に同時しゅん功するよう協力する。



※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.2 用語の定義(32)」による。）

- ・ キュービクルのリースは平成26年11月1日～を予定している。

1.2.2 施工計画書（標準仕様書 1.2.2）

仮囲い等を敷設する場合は、仮設の施工計画書について監督員の承諾を受ける。

1.2.3 試験、施工等の記録（標準仕様書 1.2.5）

工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画の作成は、次による。

- ㊦ 作成する。
 - ・ 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
 - ・ 提出しない。
 - ㊦ 提出する。

なお、電子納品対象工事の場合は、電子データを電子納品媒体（以下、「CD-R 等」という。）に記録して提出する。CD-R 等への記録の方法等は、「1.1.6 電子納品対象工事」の事前協議による。

第3節 工事現場管理

1.3.1 施工条件（標準仕様書 1.3.3）

施工条件は、次による。

本工事の電気主任技術者は、次による。

- ・ 都職員とする。
- ㊦ 外部委託とし、自主検査に係わる立会い費用は受注者の負担とする。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書 1.4.1）

- (1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法。平成12年 法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された当該年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）（島しょにおける工事の場合は、当該年度東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）とする。以下同じ）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。東京都環境物品等調達方針（公共工事）等は、東京都ホームページで最新版を参照する。

ア 環境物品等の調達は、次による。

(ア) 本工事で指定する環境物品等は、次による。

a 特別品目

・ 建設発生土類

・ 再生木質ボード類

・ 環境配慮型型枠

・ 再生クラッシュラン類

・ 低VOC塗料

・ ハロゲンフリー電線・ケーブル

・ 鉛フリー電線・ケーブル

・ 温室効果ガスの削減に資する資材（照明）

・ 環境に配慮した公共用照明器具

・ 高効率ランプを使用した照明器具

b 特定調達品目

・ 建設機械

・ 照明制御システム

・ 変圧器

c 調達推進品目

- (イ) 受注者は、上記(ア) b 以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合は、監督員の承諾を受け使用する。
- (ロ) 受注者は、上記(ア) c 以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
- (ハ) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付する等して監督員に提出して確認を受ける。
- (ニ) 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を添付した「報告書」を監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。

「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」の電子情報は、東京都ホームページからダウ

ンロード又は監督員が貸与したファイルから作成する。

(2) 化学物質を放散させる建築材料等

ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(ア)から(エ)までを満たすものとする。

(ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはこの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては、発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。

(イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(ウ) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。

(エ) 家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはこの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては、発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。

イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。

規制対象外

(ア) JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品

(イ) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

(ウ) 次の表示のある JAS 規格品

a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b 接着剤等不使用

c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

1.4.2 機材の品質等(標準仕様書 1.4.2)

(1) 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよい機材は、次による。

○ RC-40(追記に定める材料)

・

(2) 再生資材の品質は、次による。

○ 「再生資材の材料仕様」(追記に定める材料)による。

・

1.4.3 機材の検査等(標準仕様書 1.4.4)

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」(東京都財務局)に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 施工の検査等（標準仕様書 1.5.2）

見本施工の実施は、次による。

- ・ 実施する。
- 実施しない。
- ・

1.5.2 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書 1.5.5）

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。

○ 一般工事用建設機械

（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）

- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

※ 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。

1.5.3 低騒音型・低振動型建設機械（標準仕様書 1.5.6）

(1) 次の建設機械は、低騒音型建設機械を用いるものとする。

- ア バックホウ
- イ クラムシエル
- ウ トラクターショベル
- エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- オ 油圧式杭圧入引抜機
- カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機
- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機

(2) 次の建設機械は、低振動型建設機械を用いるものとする。

- ア バイブロハンマー

1.5.4 化学物質の濃度測定（標準仕様書 1.5.7）

化学物質の濃度測定は、次による。

○ 測定は行わない。

- ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

なお、事前に測定に関する計画書（測定・分析機関の資料を添付する。）を作成し、監督員の承諾を受ける。改修工事の場合は、工事完了後測定する部屋をあらかじめ着手前にも事前測定を実施

して、測定値を監督員に報告する。

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書 1.7.1）

(1) 提出図書

- ア しゅん功図は、作成する。
- イ しゅん功写真の作成は、次による。
 - ・ 作成しない。
 - 作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。
- ウ 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書 1.7.2）

(1) しゅん功図の種類及び記入内容等は、次による。ただし、受変電設備、発電設備、構内交換設備等の機器の仕様詳細については、監督員の承諾を受けた製作図をもってしゅん功図に代えることができる。

- 案内図、外構図
- 配置図、平面図
- 結線図
 - ・ 系統図、システム図
- 姿図
 - ・ 機器の仕様

(2) しゅん功図の対象設備等については、次による。

- 受変電設備
 - ・ 発電設備
- 幹線設備
 - ・ 電灯設備
 - ・ 動力設備
 - ・ 電熱設備
 - ・ 雷保護設備
- 自動火災報知設備
- ・

(3) しゅん功図の提出部数については、次による。

- | | |
|-------------------|-------|
| ア しゅん功原図 | 1 部 |
| イ 見開製本 (A1) | ___ 部 |
| (A2) | ___ 部 |
| (A3) | ___ 部 |
| ウ 電子データ版 (CD-R 等) | 2 部 |

電子納品対象工事の場合は、本特記仕様書の電子納品対象工事の項目に基づいて CD-R 等に記録し、監督員による内容確認を受けた後、CD-R 等のラベル面に直接署名又は押印し、監督員に提出する。

電子納品媒体への記録の方法等は、「1.1.6 電子納品対象工事」の事前協議による。

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書 1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

ア 建物保全データ 電子データで2部

イ 工事記録写真 電子データで2部

ウ その他の保全に関する資料

- 付属品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書
（機器取扱説明書・装置の運転説明書等）

※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

電子納品対象工事における電子納品の範囲は、「1.1.6 電子納品対象工事」の事前協議による。協議結果に基づいて CD-R 等に記録し、監督員による内容確認を受けた後、CD-R 等のラベル面に直接署名又は押印し監督員に提出する。

なお、しゅん功図の電子データと同じ CD-R 等に記録しても良い。

第7節 共通工事

1.7.1 塗装工事（標準仕様書 1.8.7）

(1) 塗料は、次に示すことに配慮した低 VOC 塗料とする。

ア 建築物内装用（鉄部も含む）の塗料は、有害金属を配合しない塗料であって、水性塗料であること（VOC 1%以下）。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。

塗布に当たっては、使用方法及塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。

また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質を室外に放出させる。

(2) 金属管の塗装（金属製ボックス類を含む）の適用は、次による

- 塗装しない。
- ・ 塗装する。ただし、溶融亜鉛メッキ金属管等及びEPS内は除く。

1.7.2 はつり工事（標準仕様書 1.8.9）

1.7.2.1 非破壊調査（標準仕様書 1.8.9.2）

埋設配管等の確認が出来ない場合は、はつり工事前に放射線非破壊透過検査を行う。

1.7.2.2 開口部補修等（標準仕様書 1.8.9.5）

(1) 本工事で必要とする補修箇所は、事前に監督員と協議する。

(2) 防水箇所の貫通処理方法は、標準図（地中線 13）による。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

1.7.3 インサート及びアンカー工事（標準仕様書 1.8.10）

1.7.3.1 あと施工アンカー（標準仕様書 1.8.10.3）

- (1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、監督員と協議する。
- (2) あと施工アンカーの性能確認試験は、製造者の標準とする。
- (3) あと施工アンカーの施工後確認試験は、目視とし監督員の確認による。

1.7.4 基礎工事（標準仕様書 1.8.11）

- (1) 機器用の基礎は、指定した箇所とし、次による。
 - 新設する。
 - ・ 既設基礎を撤去した上新設する。
 - ・ 既設を再使用する。
- (2) 基礎の補修及び補修範囲は、事前に監督員と協議する。ただし、補修が簡易なものは、その限りではない。

第3編 工事種目

(この工事種目は、本工事の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

第1章 工事種目及び工事概要

(1) 受変電設備工事

敷地西側より、引込柱を経て屋外型キュービクルへ引込、受変電を行うこと。

(2) 幹線設備工事

受変電後、管理棟以外の既存施設に対して電力を供給するものである。

構内通路は通行の妨げとならないよう架空配線とし、それ以外は配管内敷設ころがしとする。

また、仮設終了後の復旧を考慮し施工を行うこと。

(3) 外構工事

キュービクル基礎及び周囲のフェンス設置を行うこと。

(4) 自動火災報知設備工事

仮設プレハブ事務所内より、管理棟以外の各施設の自動火災報知設備との協調をとること

とし、配線を行う。また、仮設終了後の復旧を考慮し施工を行うこと。

(5) 設備工事

(6) 設備工事

第2章 工事種目別特記事項

(1) 図面のキュービクルは参考図であり、大きさ等は参考寸法である。

(2)

(3)